

シスモンディ再生産論の一側面：穀物条例論に関連して

桂木，健次

<https://doi.org/10.15017/4474741>

出版情報：経済學研究. 41 (6), pp.25-37, 1976-06-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



シスモンディ再生産論の一側面

——穀物条例論に関連して——

桂 木 健 次

は じ め に

イギリスの農業部門は1791～1813年の時期に急速な資本蓄積を実現し、18世紀中葉以降形成された大借地農制を資本主義的に再編確立した。すなわち、この時期にナポレオン大陸封鎖と産業革命の進行（都市人口の増加）に伴い、国内穀物需要の増大と価格騰貴によって、劣等地への耕作拡大→地代騰貴が生じ、地主階級は一時期ではあるが大きな利権と時局の主導力を握ることになった^①。だが、1813年の稀有の豊作を転機に、穀物高価格体制は震ぎはじめ、輸送手段の発達にともなう非西欧地域の低価格農産物が提供されるようになったこともあって、こうした事態は、従来の高価格に支えられたイギリス大農制の経営存立をその屋台骨からゆるがすことになった。

当初、リカードウとマルサスとの間に争われた穀物条例論争もまた、こうした事情を背景にして生じたのであって、それは、単に穀物輸入の自由化をめぐる論争に止まらず、イギリス国民経済の発展方向と経済政策をめぐる体系的＝原理的な対立をも示すことになった。周知のように、リカードウは資本蓄積にからめてイギリス経済の長期展望をたずね、高利潤を保障する低穀価論の立場から自由貿易を主張し、マルサスは過渡期恐慌にみる過剰生産への対策（有効

需要論）の見地からこの論争に関わった。両者はともに資本主義的私有制を擁護する点で同陣営にあり、現実の中に「客観法則」を違った視角から把握しそれを生かす立場において経済政策を考えたといえよう^②。

ところでシスモンディの立場であるが、彼もまた古典派に共通した政策論的な特徴を有するのであるが、それは、リカードウやマルサスの場合とは違って、規範論的見地からの貧者状態への同情と疑念にもとづくイギリス経済の現実への批判（政策提言）という主体的なかかわり方となっている。彼の基本的な視角については、すでに前稿で論じているので、本稿では、彼が穀物条例問題を1825年恐慌に際しイギリス勤労者階級が陥った貧困状態にからめて論じているところをとりあげて、彼の論点を具体的に把握しておきたい^③。

シスモンディは、穀物条例にイギリスの資本主義農業（大農制）の構造的危機を見た。彼はそれを次の三点にもとめていたのである。

その第一に、彼はイギリス大農制が産業革命を経て確立したことに着目した（工業生産との照応性）。彼は彼特有の論理で、大農制が農業生産経営様式としては賃貸小作制の派生形態であると捕捉した^④。第二に、彼は穀物条例制（1815年法）に修正撤廃が必要なることを認める。この点、マルサスとは意見を異にする。シスモンディは、穀物条例イコール高穀価の政策であ

って、これこそ他階級（借地農，日雇農，消費者一般）からの地主による人為的政策的な「所得盗奪」であると指弾するのである（I. pp. 202—204, (上)392—394）。とくに彼は，同条例が1825年恐慌で貧者の生活をいためているところを指摘している（I. p. 203, (上)292—293頁）。

第三に，彼は，関税改革の必要性和自由貿易主義の見地から，「海外小麦へのイギリス市場の開放」→価格低落→地代・小作料下落→地主破滅を肯定している。このことが，国産工業生産物への地主需要の減退をもたらすとしても，決して「不当な政策ではない」と言い切っている（I. pp. 203—204）。

彼は自由貿易主義の立場に賛成していたのである。だが，この陣営の主流をなしていた綿工業家および古典派正統に向っては，次の三点の留意を促し，自らの独自の見地をうち出していた。その第一は，農耕制度の国際的相違（イギリス・ロシア・アメリカ）にもとづいた生産費の格差（穀物市場での各国の価格競争力の格差）。第二は，国際分業のメリット（輸入依存化）に伴うイギリス国内での耕作放棄が農業労働者の失業と所得（消費）減退を生じることへの配慮。第三に，潜在的に敵国たる外国への生活資料依存が，国民生活安全と再生産均衡に示す限度にかんしてである（I. pp. 212—213）。

彼はこのように穀物条例を撤廃することを主張するのであるが，撤廃後においてなお国内再生産のなり立つ根拠をさぐる。つまり，貧者の所得保障→国内市場の拡張に相応すべき産業構造（規模）への再編成に求めようとするのである。本稿では，穀物条例論争に関連したこうしたシスモンディの見解を紹介しつつ吟味し，彼の再生産論の側面に及んで解明することにした。

〔注〕

- (1) 19世紀初期におけるイギリス大農制の資本主義的編成については，В. М. Лавровский, Проблемы исследования земельной собственности в Англии. XVII—XVIII вв., Москва, 1958（邦訳福富正美『イギリス土地制度史と地代論』未来社，昭47の第3章）を参照。
- (2) 吉沢芳樹教授は，この論争で，マルサスの＜農商（工）併存制度＞とリカードの＜大工業制度＞という異質の資本主義像が争われた，と述べておられる（富塚良三編『経済学入門』有斐閣，昭47，55頁）。中村広治教授は，「資本の最適配分」（リカード）と「資本減少下の超過需要」（マルサス）にひきつけて，この論争を整理しておられる（『リカードウ体系』ミネルヴァ書房，昭50，第2章）。
- (3) 拙稿「シスモンディの再生産と富の概念」九大経済学会『経済学研究』第41巻第1号，昭50，21—22頁。
- (4) J. C. -L. Simonde de Sismondi, Nouveaux principes d'économie politique ou de la richesse dans ses rapports avec la population, III édition, tome 2, Edition Jehober, Genève-Paris, 1951, PP. 237—238（菅間正朔訳，日本評論社，昭25，下巻，263—265頁）。以下，原典と邦訳の頁付を引用又は参照個所の末尾に付す。

1. 穀物条例とイギリス大農制

シスモンディは，イギリス農業がたしかに一方で，自然科学の適用，家畜の多種改良，豊饒な耕作および巧緻な機械改善によって，非常に高度な発達をみせていることを明白に認めている（I. p. 193(上)386頁）。だが，彼に言わせると，こうした農業改良（行き届いた耕地管理）も，「小麦〔単一〕生産の方法」に関してとられた成果である。それは，福祉視角からみると，富分配における偏在を否認しないというのである。彼はその歪として二点をあげている。

その一つ。農業資本の労働節約がもたらす耕作人民の減少と貧困化である。シスモンディ

は、土地の持つ生活機能に着目し、それが人間生活の安定、享楽、そして希望の実現保障にあると把握した。そして、機械に駆逐され低賃金のうちにあるイギリスの耕作人民 (Cottager) は、フランスや大陸諸国の農民の幸福度に及ぶところもなく、コテジャーにとって、そもそも「富創造の目的」自体が見失われていると言っている (I. p. 193(上)386頁)。

第二に、彼は、イギリス田園地方において、多品目の食糧収穫という生活経済体が破壊されている点をあげている。その地域社会は、本来的に、小麦耕作以外に果樹園経営や家禽の飼育、鶏卵生産や乳製品の生産、および園芸を行ってきたのであるが、今日のコテジャーはそうした副業の全てを放棄ないし軽べつしている。富農家もまた、小麦耕作と家畜の取引のみに没頭している。これは、まさしく、「自然の付与する一切のささやかな享楽がそれを甘受すべき人間とともに禁じられている」のである。彼は、これを「人間と自然の歪な関係」と呼んだ。気候がそれを許さないからではなく、原因は人間 (社会) の側にあるというのである。まさしく細かな世話が500エーカーの農業家にとって、「注意の及ぶところでなくなっている」からである、と (I. pp. 193—194, (上) 386—387頁)。

イギリス農業はこのように小麦と家畜という単一目的のもとに特化整序されている。そこでは、地主と農業家は小麦の「引合価格」をクォーター当り50～60シリングとみなしていた。この価額以下への市場価格の低落は生産費〔＝生産価格〕を償いえず、その耕作放棄を余儀なくさせる (1820年代中葉) とみられていた。ところが当時、大陸のダンチッヒ港やリュベック港では、最上小麦 (イギリス国内でクォーター当

り56シリング) が17シリングで積出されていた (1826年8月)。従って、イギリス農業家は、バルト海、黒海、地中海の沿岸諸国や新大陸の諸大河に沿った諸国の農業と競争し、かつ、自由競争下では経営的に成り立たない大農制を維持して、その耕地から前貸回収するためには、どうしても国内市場の独占を必要としていた⁴⁾。

彼は言う。現代社会 (交換体制) の下で穀物は市場を通して売買される「商業的富」 (商品) の一部に編入されている。それはまた、「人間の食糧の基礎」として労働を最多に用いた農産物である。故に、価値総量においても、最も多額に上っている⁵⁾。穀物価格は「賃金の基礎」 (賃金財) をなし、それが低価に提供されてこそ、国民 (消費者) に生活の向上をもたらす、と (I. pp. 200—201, (上) 389—390頁)。シスモンディは、正統派とちがって、消費を規定する要因を生産にでなく所得に見た。この観点に照らしみて、彼は低価な穀物提供による貨幣賃金率の低下が実質賃金率の不変又は上昇を伴う場合に、市場開放は貧者の消費力 (有効需要) を高めると考えた⁶⁾。

このように、シスモンディはリカードウの場合とは異って、穀価低下→労賃率の低下をストレートに利潤分配率の相反的上昇に連結しない。だが、このことは彼が穀価低下が資本に対し利潤増大による生産継続を刺激して、生産の前貸 (投下資本) 回収を適正に保障することを無視しているわけではない (I. pp. 200—201, (上) 390—391頁)。シスモンディには、穀物価格が他の一般の商品に比べて低額に維持されることがまず望ましいのであって、そもそも穀物統制の当初の意図も、この低価格下でもイギリス農業が引き合うことにおかれていたはずであった、という。リカードウもまた、安い穀価提

供が低地代と高利潤・雇用増加の経済繁栄を生ずると主張しており、自由貿易が富の増進に寄与する点で、両者の見解はマルサスと対極に立つ。だが、シスモンディはリカードとは問題所在の把握視角で決定的に異っていた。再び、シスモンディの主張するところに耳を向けよう。

イギリス農業の危機は、いうまでもなく、こうした国内市場独占の問題にとどまらない。彼は、18世紀末以降の高穀価と農業への資本投下が生産力効果をもたらした面を評価しつつ、その過程で、賃貸小作制が労働節約と投機的経営様式（資本制）に編成された型を大農制にみたのである。彼は、このもとでの土地の直接耕作が農業家の手をはなれ、「彼らに貨幣で週給を支払われる労働者」（コテュジャー⁽⁴⁾）の手によって遂行されていることに注目している。

この大農制という資本制経営は、たえず利潤の増殖と労働節約を意図しており、従って、コテュジャーの階級はその就労人口を減少させ、生活の安定を得られずに貧困の中にいる。彼らは、「生きていくために、たえず救貧税や教区の（賃金）補助に頼らねばならない」のである（I. pp. 194—195, (上)387—389頁）⁽⁵⁾。

それでは、本来払うべき賃金半減で利潤増大をみている借地農は、経営的に引き合いかつ富裕を保障されているのであろうか。シスモンディの評価は否定的である。

彼の分析によると、確かに農業家の全部は、1820年代初めまでは、高穀価のおかげで充分にうるおい、彼らの前貸（改良投資プラス賃金）を回収しえていた。だが20年代中葉に至ると、一層の価格低落圧力で、ごく一部を除く大半の農業家は破産を経験している⁽⁶⁾。地主への借地料（rack rent）は、平均エーカー当り25ポンドであったのだが、それでもフランスでの相場

平均を下まわり、農業家にとってはこの程度の額でも支払限度を意味していた、と言う（I. pp. 194—195, (上)388頁）⁽⁷⁾。その土地賃賃料は、「地主の唯一の権利」の粹、つまり、その土地を耕作に提供することで社会になした貢献の価値に等しい報酬の取得⁽⁸⁾をふみだしている、と主張されている（I. pp. 203—204 (上) 393—394頁）。

現実の地代は「地主の社会への貢献」に対し彼らが手前勝手に決めた価格であって、こうした事情においてなお高穀価を政策的に維持するのは、他階級からの所得掠奪としか言いようがないと断じるのである。彼はこのように表相的ながらも鋭い現実批判を行っている。リカードの現実把握は、産業資本の原理（利潤範疇）から演えき的にその展開過程を把握しているとすれば、シスモンディのそれは帰納的と言える。

さて、シスモンディは、農業部門において生活する諸階級に、地主、農業家および雇用労働者（Jornalier）又はコテュジャーをあげている。そしてなかんずく農業家をその第一順位におくべきであると言っている⁽⁹⁾。やや特異的にとれるが、これは、自国工業の「最も手近かで最も確実な消費者」である60万家族をようする雇用労働者又はコテュジャーの消費（←所得）保障を配慮した上での主張であって、農業資本の生産的投資の意義をとりあげ積極的に認めたものではない。勤労者の消費杜絶が「最大の海外市場閉鎖にもおとらない一層致命的な需要損失」を意味する、というコンテクストを強調しているのである（I. p. 204 (上) 394—395頁）⁽¹⁰⁾。こうして、貧者大衆の「消費制限」が国内（消費）市場を制約し、他方における工業資本の蓄積→投資の過剰化（生産過剰）とあいまって、「消

費と生産の矛盾」を累積していくというのであろう。ここでは、彼の農業家擁護があくまでもコテジャ-の所得保障を第一義においた国内市場拡張の配慮にもとづいていることを確認しておこう。

シスモンディによると、イギリス大農制は廉価生産を目的としながら、穀物条例によるその国内での高価の保障（国内市場の独占）を求めている。つまり、実際には、「最も高価に生産している」ことになる（I. pp. 210—211(上)403頁）。このコントラストな事実は、たしかに過渡期に生じるべくして生じたことであるが、シスモンディはそれをどう説明しているであろうか。

彼はのべている。イギリスの経済学者（リカードウ派）の場合、自国と他の諸国との農耕制度の比較検討は捨象されている。また、イギリスが「全国民の生活資料を依存させる産業」（第二部門）を、「市場相場」に左右される投機性（しかも海外市場依存）に全面的に委ねていくことも勿論疑問視されていない。シスモンディは、当時イギリスの穀物耕作—再開・放棄—を規定した主な要因に、前出積出港の日用品市場の「価格表」をあげている。みられるように、シスモンディは、市場競争から直接個々の資本の投機性を論じており、平均利潤率形成メカニズムとの関連づけた認識はみられない。リカードウは、貿易市場の劇変（ナポレオン戦争の終結）で、穀物自給を強られてきたために異常に多大な資本投下のおこなわれていたイギリス大農業がこうむる過渡的現象として、現在の農業危機をとらえ、1815年法がこのひずみ是正に逆行する政策であると把握した。放置しておいても穀価は過剰のために下落していくであろうが、平均供給が平均需要と同一水準に引下げ

られるまでには多くの distress はさげえない、と言う。リカードウはさらに、資本蓄積→穀価騰貴（地代騰貴）→賃金騰貴→利潤率低下という平時の長期傾向を指摘し、これを、農業改良と廉価穀物輸入（→賃金財低落）→貨幣賃金率低下→利潤率上昇で政策的に打開し、高蓄積の発展的再生産状態を生み出す政策的根拠をたづねたのである（→『原理』の骨格）。それはたしかに〈産業資本蓄積の原理〉であるが、貧困解消と雇用拡大、福祉向上にもつながる道として主張されている⁴⁰。

ところでシスモンディは、イギリス農業が投機的制度（市場）に依存している点を問題視したが（I. p. 298(上)399—400頁）、その際彼は、大農制のもつ経済効率を決して無視していたのではない。むしろ彼は、大農制化に伴う社会的消費限界が、工業の機械化の場合同様に、究極的に生産（生産的消費を含めて）を制約するところに目を向けた。再生産論上、人間の福祉にとって最適な産業構造を生産規模の面から注視する視角（最適規模の問題性）が意識されている。彼はこれを、古きシステムへの回帰、小生産者とその協業化という原型把握でなそうとするが、それは多くの混乱と誤解を招くことにもなるのである。次章で、このシスモンディの論点を検討してみよう。

〔注〕

- (1) 1815年法（保稅倉庫制）によって、クォーター当り80シリング以下での小麦輸入（保稅倉庫からの国内消費向け搬出）は禁じられた。
- (2) シスモンディのこの規定は、支配労働に穀物を不変の価値尺度とするスミスの見解を支持したものではない。
- (3) シスモンディもまた、低穀価提供が継続的な資本蓄積による貨幣賃金（市場賃金）の上昇と結びついて、労働者とその家族が消費する商品に対し多くを支配しうることを貧者福祉増大として認めているの

である。

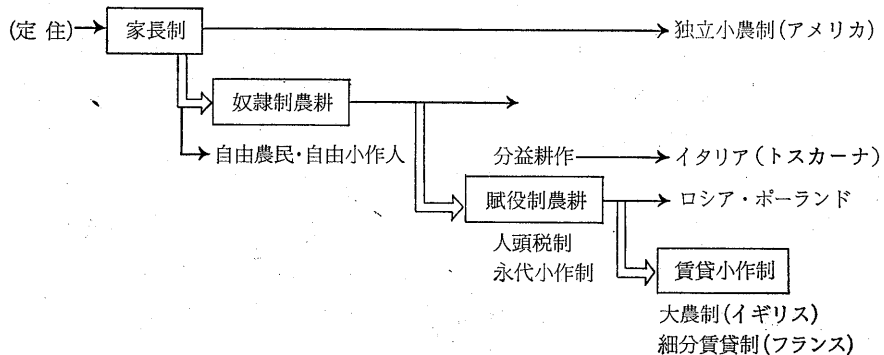
- (4) ここではイングランドのコテージヤーが論じられている。
- (5) シスモンディ『新原理』第七編第9章を参照(Ⅱ PP. 232—246)。近く、古典派の福祉論にからめて論じたい。
- (6) 19世紀前半のイギリス農業不況を指している(1815—1816, 1824—)。
- (7) 同上不況期における地代減額については触れられていない。
- (8) rack rent の基礎は「農業生産における純生産物」であり、種々の性格の所得分が含まれていた、と言う。すなわち、①土地の所産(la travail de la terre)への報酬、②地主が身分の土地に付与する独占価格、③差額地代、④土地資本からの所得部分、の四要素である(Ⅰ.P. 237, (上)239—240頁)
- (9) シスモンディは、大借地農制のラディカルな解体を主張してはいない。銚先は地主利害に向けられている。地主はいつの日か、「日雇労働者を維持する最も経済的方法」が分割賃貸等で彼らを土地占有者の地位に復帰させることであることを必ずや悟るだろう。大農制もこれに伴い、適正な規模にまで整理されて、その雇用者との間に「連帯」を回復させる

であろう、と言う(第七編第9章を参照)。

- (10) シスモンディは輸出(海外市場)による市場拡張を認めるが、あくまで国内勤労者の所得増大を第一に考えていた。
- (11) リカードウ『原理』(小泉信三訳、岩波文庫(上)289頁)

2. 農耕制度(比較的研究から)

シスモンディは、イギリス大農制が当時、(1)賦役制農業(ロシア、ポーランド)および(2)独立小農制(北アメリカ)との廉価生産競争によって、震撼されていることに非常に関心をそそられていた。彼はまた、大農制が理念的な意味でも、分益耕作制や永代小作制(トスカーナ地方)、細分地賃貸制(フランス)、さらにはイギリスに以前存在した農奴保有地、永代小作(freehold)制と比べてみて、どれだけ農民のみならず国民全体の幸福を増大させたかについて



疑問をもった。彼は、自分なりの史学研究を基準にして、国民経済の福祉増大と均衡的拡大再生産の条件を解明しようとした。

彼はまず、農耕制度の歴史性(国民性)に目を向けて、上図のように考えている。それら諸々の制度のいくつかは、19世紀前半においてなお、穀物市場に媒介されて併存している、と把握するのである⁽¹⁾。このように彼は、イギリス

農業のおかれた背景に経済史的認識をおくのであるが、まず、この彼の主張を聞いてみよう。

(1) 賦役制(ロシア、ポーランド)

イギリスの経済学者は、諸農耕制度の検討を捨象して、条例撤廃によるイギリスの耕作の根柢を、もっぱら〈穀物需要と土地特有の性質→差額地代〉のシェーマでもって説明しようとし

た。すなわち、彼らの論拠は——シスモンディによると——以下のとおりである。

①イギリスへの穀物供給諸国、例えばロシア領ポーランドの場合、イギリス同様に、引合価格をもたらさない以上、穀物耕作を継続しえない。②その国の穀物生産においても、他の全ゆる産業部門で見出せるだけの利潤（平均利潤率）をもたらさない場合、農業家は自分の資本を引き上げるであろう。③この場合、その国では、四、五、六等地（劣等地）は耕作されなくなる（一、二、三等地では耕作されつづける）④従って、イギリスにおいては、その分だけ依然として肥沃度の高い土地で耕作されつづけるのであろう（I. pp. 205, (上) 395頁）。こうして正統派の場合、一国の差額地代を支配する法則が、他の諸国の間にも、農耕制度の差異をこえて作用する、と把握されていることになるのである。

この理論（シスモンディの整理した）に対する彼の反論はこうである。彼は、イギリス農業を震撼させているロシア賦役制を検討する。ここでは以下の事情が認められよう。

①小麦生産に要する労働が「前もって一度に支払いを受けている」。②労働は一世代から次世代に代々と、義務的なものとして続けられている。③小麦販売者（地主）にとって、棍棒を打ちおろし振りまわすこと以外に「費用」はかかっておらず、また、如何に廉価に売っても引き合うだけのものを取得しえている（I. p. 205）⁹⁾。このように経済外的強制が農民にとっても封建的身分的拘束への明確な批判はみられない。彼のいうコスト比較の視角からの一定の抽象がなされていると言えよう。

この地の賦役制農業は、めぐまれて地力の高い自然的諸条件の下に、「輸出のための小麦生

産」という独自産業を確立している。そこでは土地は二分され、領主の分割地の小麦生産は、農民の自己負担（労働用具・役馬・原料）での賦役耕作によっておこなわれているのである。

⁹⁾ そうして収穫された生産物は、領主によって商品として売られて輸出されるが、この際、領主は前貸回収すべきものの何一つ費していない。

⁴⁾ 当時、西欧市場にあふれていた廉価な穀物商品の大半は、こうして生産されたのである。従って、戦後に穀価が下落した際にも、ロシアの領主は、一層広く賦役耕作に出し、一層大量に売ることによって、所得低減を補いえたのである（I. pp. 206—207, (上) 398頁）。

シスモンディは、スミス時代の小農的農業ならまだしも、イギリスが大農制でこれに対抗しようとは考えていなかった（I. p. 207）。

(2) 自由アメリカの家長制小農

イギリス農業を震撼させる今一つは若いアメリカの農業である。そこでは、分割地（heritage）の私有が、その耕作の配慮および利権から分離されていない。シスモンディは、これこそこの国に急速な繁栄をもたらしてきた一因であると考えた（I. p. 149 (上) 165頁）。この制度は、「最も簡単で最も自然的な耕作様式」に近く、原型的にはあらゆる民族が最初に定住した時代に持った「家長制」の中に求めうる。また、奴隷制に汚された古代史の中にも、幾回となく見出すことができる、という（I. p. 143, 149, (上) 158, 165頁）。

ここでは、土地所有者イコール耕作者（農業家）であり、所有の利益イコール利用の利益が維持されている。土地私有は、この段階ではまだ、耕作者にたいし、「後の時代までもその労働成果を十分に享受しうるだけの確実性」を与

えており、この社会全体にとっても「有利な限度」のうちにある (I. p. 143, (上)158頁)。

シスモンディは、当時アメリカの北西部型小農経営を、「家長制」近代版として特徴づける。史学的には若干の疑問を禁じえないが、労働と所有の本源的統一の下にあるこの経営様式の特徴は明確に指摘されている。彼は、この経営が農学の経験と知識の進歩を私有に最有益に享受させる点を強調する。各々の畑のもつ固有の性質（ある地面と他の地面との地質上の相違）がここでは十分に検討され、その知識は、父から子へと伝言されて、畑に適する穀粒や播種に好適な時期や、霜雪の危害といった事柄一切へと注意が向けられている⁽⁶⁾。土地にともなう喜びイコール利益を計る喜びである、次世代への贈与で当世代の功利を若干そこなうのもいとわない。

この「家長制」的小農経営は、旧大陸にもなお現存している。それはスイス全域、フランスやイタリアやドイツの多くの地方にみられるのである。それは、これら諸国で、国民の大半を擁し、その生活に安定を与えている、という (I. pp. 145—146, (上)160—161頁)。きわめてロマン的な把握ではある。だが、こうした検討を通して彼は、大農制を大衆の福祉の面から問題視するのである。

ところで、家長制経営（分割地耕作）に基づくこれら諸国では、人口はその自然的限界に達するまで規律的かつ急速に増加している。また、その分割地は、多くの子息達の間に再分割されており、労働増加に見合って以前同様に、土地の最少部分から所得がえられるように各家族に配慮されている。ここでは、農学の進歩が所有地の再分割を可能にしているのである。注目すべきことに、この経営は、農民が子息にゆ

ずれる土地の大きさ、つまり分割が「自分の以前占めていた地位」から引下げることになる限界を知っているのである。土地改良（投資）は妥当な点をすぎないように、追加改良で収量低減を生じさせない範囲に配慮され、分与地の分割もまた、生産水準の維持又は増大の可能な枠にとどまるようになっていく。農民の分割地は、相応の安楽を損う程までに細分されるようなことは未だかつてみられない、と (I. pp. 146—147, (上)162—163頁)。

勿論、シスモンディは、歴史的経験そのものをもって、あるべき経営モデルとみているのではない。ここでは、彼の慧眼が射た一矢——最適規模の経営モデルの模索という萌芽の問題意識——に注目しておこう。

〔注〕

- (1) 本章では、家長制と賦役制についてとりあげた。シスモンディは、第二の故郷として定住し農業経営に着手したトスカナ地方（北イタリア）における分益小作制に格別の愛着を寄せている (I. P. 162, (上)176頁)。
- 分益耕作は、それ自身何ら進歩的システムではないが、諸要件（耕地の窮乏販売がない、金納地代でない、直接税を支払わない、地主の基本的前払がなされている）を備している場合には、農民解放の一ステップたるのである (I. P. 159)。他方、人頭税制は、西欧に関するかぎり、賦役を買いもどす手段、領主から払下げられた土地価格と結びついて、農民が「農奴」身分から脱出した最初段階の一つであった、と把握されている (I. PP. 178—179)。
- (2) シスモンディは、差額地代の作用を否定しているのではない。それが、賦役制のもとでは、耕作の継続・放棄を規定しないとみているのである。
- (3) 輸出のための小麦生産が確立したのは、ロシアでも賦役制の強い黒土地帯（71%）であって、そこでは、農奴人口の増加が目立っている。
- (4) 農民は、賃金の代りに、領主から分与されていた土地部分で「自ら養っていた」のである。
- (5) イギリス大農制では、その獲得された農学上の進歩の大きさにも拘らず、そうした知識が農業家の下

で働く者にまで及んで活用されることは決してありえなかった (I. PP. 144—145)。

3. 大農制と賃貸小作制

前章のように、シスモンディーはイギリス農業の構造的危機を経済史の中に問い、最適生産規模を人民の福祉の観点からアプローチしたのであるが、このことが現実の資本蓄積過程の把握にどう現われているかがさらに問題となっている。彼は、この把握を以下のようにしている。

土地所有とその利用は、ただ農産物の大量生産のためだけの目的であるならば、別人格に担われ、資本家対労働者の協業でも効率的である。だが、それは、「国民的利益」に深くかかわっていて、土地をよく利用しうる人々の手にその所有を移すことを必要としている、とシスモンディーは考える (I. pp. 214(上)212頁)。これまで検討したが、農業は、その制度の如何を問わず、恒久的前貸がなされた場合、たとえ一時的な耕作者のもとでも、著しく富むことができる。だが、「一時的耕作者」(現在でいう借地農)は、自らすすんで永久的な前貸を行うことはしない。こうした土地資本形成と労働力投入は、ただこの土地所有者のみが十分に行いうるところであろう (I. p. 215, (上)213—214頁)。

こうしてみると、賃貸小作制は、そもそも本来の性質からして、借地農にその土地への投資関心をもたらさない。つまり、小作契約又は借地契約には期限があって、農業家は、その期限が近づくとつれて、耕地に次第に冷淡になっていき、そこに長期の資本と労力を投入しなくなる。彼は、おそらく二、三年の間に、その全前貸を回収できるような牧場や湿草地には手を入れるであろう。だが、「果樹園を作り、植林す

る」ということは殆んどありえない。「水路、灌漑、排水用運河を掘り、陸路を作り、開墾し公共諸事業をおこす」こともしないのである (I. pp. 215—216, (上) 214—215頁)。ところが、国民全体の生活資料増大の一切は、こうした資本投下に依存している。

土地資産〔資本〕は、流動資産〔資本〕と結合して、すなわち、そこに投下し土地を耕作する——いわゆる P_m と A ——に十分な貨幣資本が与えられはじめて、富を生むのである。資産〔資本〕プラス利潤⁽⁴⁾。賃貸小作制は、土地所有と流動資産〔資本〕との近代的結合様式である、ということになる。こうした理解のうえに、シスモンディーは、イギリスでは賃貸小作制が従来の隷農制的諸契約とほぼ完全にとって代って、普遍的となっていることを指摘する (I. pp. 216 180, (上)194, 215頁)。⁽⁵⁾

たしかに、イギリス大農制は、18世紀における耕地分散制廃止、囲い込み、および土地の全面的利用権の確立(すなわち部落共有の解体)の過程で、形成されている。だが、この期の大農は、まだ、19世紀初期型(労働集約的経営)——これから19世紀中葉にかけて機械採用による労働節約型となるが——にまでは至っていない。近代的資本形態がようやく形をとりはじめた段階であり、農業部門では、近代的賃貸制として形成されたのである。

この借地農制では、その土地に全く手を加えることなく、地主から貸与され(実際には地主の資本投下という資本家的機能がみられている一拙注)、借地農は、その代りに、一定額の所得を地主に地代として供している。借地農は、すべての資本投下、労働の指揮と遂行、家畜や農機具や資金の調達、生産物の販売および諸税の支払いを、自分自身でおこなっている。彼は

企業経営として農業をいとなみ、その一切の配慮と利潤を自分の双肩ににない、前貸ストックに相応の *bénéfices* を得るべく努めた。だが、それは市場向けの耕作という性格からして、その経営に「商業的投機」の傾向を帯びざるをえなくしている、とシスモンディはのべている (I. p. 180, (上)194—195頁)。

シスモンディは、資本主義的農業を、一方では土地所有との対立関係において、他方では農業労働者とのそれにおいて考察する。彼は言う。農業家は、「農民であること」をまだこの下でもやめてしまっていない。フランスの農業家の場合、18世紀のイギリス借地農と同様に自ら鋤の柄を手にし、家畜の世話にもせいをだしている。彼らは、日雇労働者をほとんど使用しないで、同じ仲間うち出身の下僕を使用して (I. p. 181, (上) 196—197頁)。ところが、今日のイギリス大農は、もはや耕作者ではなくなっている。彼らは、「一般的な 安定の 進歩と 資本蓄積」とに参加するところの「ヨリ上流の 社会階級」を形成しているのである。すなわち、彼らは、自分の蓄財ストックを有利に使用するために、一層広大な小作地を契約し、教育によって得た知識科学を農業に適用し、また「耕作者の慣習」に「投機的商人の慣習」を加味したのである。

こうした大農は、自ら農民であることをやめて、自分の下に、労働によって国民全体を扶養する当の農民たる「日雇労働者」又はコテージャーの階級を形成した。シスモンディは、ここにイギリス大農制を構成する第一要因をみ、農民から労働指揮権が完全に分離されている特徴を指摘している⁶⁾ (I. p. 182, (上)197—198頁)。

さて、当時イギリスには、賃貸小作制の他に小自由土地所有者 (free holders) と呼ばれる

小農がまだ存在していた⁶⁾。これは、租税加重を強いられ、「国庫のための 農業家」といわれる程であった。彼らはまた、大農制との競争で一般に窮乏状態におかれていた。シスモンディは、小農(借地農・小自由土地所有者を問わず)に対する大農制の「優越性」(規模メリット)を認める。それは以下の三点に整理されている。

第一、農業家の利得は、消費者や土地所有者や労働者との間の「闘争」の結果に規定され、①高価販売②低小作料③最低賃金の強制のいずれかを選択し、利潤増加を図る。この際、大農制は、多額の資本を有して、一層容易にその穀物に「独占価格」(前期的!)を認めさせることが出来る、というのである (I. pp. 185—186, (上)200—201頁)。

第二、大農制は、この多額な資本投下による労働生産力増大で、大抵の小規模耕作にも十分資本を用いない小農の場合には浪費されている「時間」を節約することができる。更には、耕地を一つにまとめることで(農園制)、囲いや境界の小路を廃止し、村落そのものや家庭の占める地面をも統一的な輪作地に変えてしまう (I. pp. 187—188, (上)203—204頁)。

第三、大農制による大規模・機械採用耕作は労働生産力を著しく高め、「同一時間に同一人数でヨリ多くの作業」を可能にし、ついには、日雇労働者の存在を無用なものにしてしまうだろう(労働節約)、と (I. pp. 188—189, (上)204—205頁)。

だが、シスモンディは、大農制の経営効率にはおのずから限界又はマイナス効果のあることも指摘している。大農制は、労働節約によって、その地域社会のみならず国家社会にどれだけの代償を与えているのか、というのである。

「イギリスでは、かつてローマ田園地方でそうであったように、農民階級が急速に滅亡に向いすすんでいる」という⁽⁶⁾ (I. p. 191, (上)207頁) なお、シスモンディのこうしたイギリス大農制論を、多分に「前期的性格」(農業家の寡頭支配制)として理解する見解もみられる⁽⁶⁾。だが、この所説には疑問を禁じえない。例証と論証を峻別してシスモンディを把握することは困難なことではある。

こうして、シスモンディが「家族数に見合う」平等な土地分割(永代小作・細分地賃貸)に注目しているところを検討することにしよう。彼の評価は、それ自体のロマン性に求められるのではない。まだ問題意識的なレベルではあるが、適正規模をテーマにしようとする意図のもとになされている点を見落してはならない。それは、土地所有の独占から生じる不事を矯正するであろう、というのである。

彼はまづ、ローマの徹を踏むイギリスとは対照的な、革命フランスとナポレオン・フランスがもたらした「賃貸小作制の修正」を評価する。それは、細分地賃貸(amodiation parcelle)と呼ばれ、北部フランスの農民の大半を支えていた。なお、中部、南部、西部には分益小作制が農民を大半制していた⁽⁷⁾。細分地賃貸は、地主が自分の所有地を付近の農民大衆に各自一年中使用に必要な分の土地面積で分割賃貸する方式であって (I. pp. 191—192, (上)207—208頁), 平均10—20ヘクタールの面積となっており、イギリス借地農の平均300エーカー(120ヘクタール)の $\frac{1}{12} \sim \frac{2}{12}$ であった。

他方、永代小作契約(又は開墾耕作)については、その規範的な型として、トスカナ地方の例があげられている。それは、荒無地を土地利用の実質的な永久譲渡をうけて耕作するかわ

りに、耕作者が土地所有者に対して一定の地代を「土地所有の表象」として支払うものである (I. pp. 197—198, (上)209—210頁)。

この方法では、たしかに地代のかわりに耕作者からその資本の一部をもとり上げかねない。この資本部分が耕作者の勤労成果に規制的に参与されないで、一年にして消耗されてしまいがちであるという欠陥が認められる。だが、それは一定程度、永久的にその土地の価値を創造すべき労働と資本投下(沼沢地の乾燥、植林、開墾)からの利益を、農耕者に甘受させることにもなる、というのである (I. pp. 196—198, (上)208—210頁⁽⁸⁾)。

シスモンディは、リカードウやマルサスとは違って、イギリス大農制の直面する構造的危機を、大規模経営の質的量的な問題性において浮び上らせるのであるが、それは、高穀価期に資本主義的に確立されたコテジャ-収奪システムの経営的解体を告示しようとするものであった⁽⁹⁾。周知のように、イギリス農業は1840年代の条例撤廃後に High farming の時代をもった。1860年代末まで、イギリス国産穀物量は輸入量を大巾を抑え、イギリス国産作物の悪い年に、補充分として輸入増大がおこなわれたのである。当時、なお、主食の穀物はおもに国内産の供給で十分であった。この事情が逆転したのは1873年である。大農制最盛期(19世紀中葉期)を支えた要因の一つに、人口増大による穀価の相対的安定が指摘されるであろうが、それはさておいてこの短期見通しの限り、シスモンディでもマルサスでもなく、リカードウ分析に軍配は上っている⁽¹⁰⁾。だが、シスモンディの見解はその後の歴史的事実を長期的に予言することになった。シスモンディは、海外からの穀物輸入増大→国内価格低落→生産高減少→農業収益減

少→地代低下というシェーマを提示し、穀価の傾向的低落に対して高度集約化経済が限界をもつことを指摘していた。これは、半世紀後、1873年に始まる大不況の中で、独占移行期の諸現象の一つとして現実となった。大農経営の所得の大巾減は、地代が零でも利潤がなく、資本そのものが失われるという事態であった。

その主な原因に、海外との市場競争による価格低落が広く認められている。イギリス大農制は、High farming 期をもったとはいえ、廉価競争に結局耐えられなかった。この試練の中でイギリス農業は、地主の「固定投資」の中止、地主所有の売却と借地農の自作農化をみせ、20世紀初頭には、イギリスをいわゆる「支配的に農民の国」に再転せしめることになった。

こうした現実の歴史から振りかえって、19世紀初期のシスモンディの原理認識を見直してみると、次のように言えよう。つまり、彼が大農制危機を第一義に廉価生産競争に結びつけて見たことは、イギリス的な農業改良の具体的展開への認識を開けることになったが、他方、その代償として、規範的な見地から人間福祉にとっての経済規模（適正規模）の問題を意識にのぼらせ、さらに資本主義的生産が矛盾を生み出すこと（大衆の消費制限）を把握することになった、と。勿論、それは、当時の歴史制約によるとはいえ、科学的論証を欠くものであった。

〔 注 〕

- (1) ここでシスモンディの資本概念を補っておこう。彼は、総資産＝総資本と考え、固定資産〔土地資産〕が流動資産と結合運用されてはじめて資本たりうる、という。流動資産は原料や賃金に費用化しうる。生産資本イコール生産費用（原料、賃金、償却補填分）イコール企業資本である。従って、資本の利潤は、総生産（販売）額マイナス総生産費用ということになる。地代と資本利子は利潤からの控除で

ある。

- (2) 当時はまだ、保有農の生活を保障した共有地（開放耕地制）も広範に存在していた。
 (3) 阪本楠彦『社会主義の経済と農業』東大出版会、昭47.95頁を参照。
 (4) 椎名重明『近代的土地所有』東大出版会、昭48.57頁を参照。
 (5) ローマの徹についてはI.PP.189—190（上）205—206頁を参照。
 (6) 平田清明「シスモンディの分割地所有論」(2)福島大『商学論集』第29巻第4号（1961）、146—147頁
 (7) 湯村武人「メテリ、その構築と解体」九大『経済学研究』第40巻第4—6合併号。教授の紹介によると、近代フランス農民の間に60ヘクタールの農場を経営する層（loboueurs）が存在していた。
 (8) なお、イングランドの永代小作は free-holders と認められ選挙権を与えられた。
 (9) 毛利健三「1815年法の成立過程——イギリス自由貿易政策形成過程の論争史——」福島大『商学論集』第34巻第1号（昭40）を参照。
 (10) リカードウ『前出』（上）67頁における「富増進」の視角を参照。

お わ り に

以上、シスモンディの穀物条例論を検討して、二つの問題が提起されていることを確認したい。その一つは、国民経済と勤労者福祉にとって農業部門の占める再生産論的意義に関してである。大農制は、価格競争にたえず、自給率を維持することもできない。国民生活の安定を重視すれば、大農制の規模検討は必須である。農業改良のメリットを、貧者の所得保障と慣習的生活水準の向上に結びつけるための再生産論が模索されているのである。

第二に、彼は再生産論を人間の効用充実に関連させて把握することの重要性を主張している。彼は、具体的経験的事実を直視し、経済活動の多面的・全体的動きを巨視的に把握しようとした。そこでその再生産論を主導しているモ

チーフは、「国民所得の確定とその分配の研究」すなわち貧者福祉の視角であった。彼は、このモチーフにもとづいた政策の一つとして、穀物貿易の自由化に関心をよせたのである。

正統派（リカードウ）は、産業資本蓄積の最適条件を提示し、資本間分配を通して資源と所得が階級間分配されるメカニズムを解明し、その適用例として穀物貿易の自由化を主張した。シスモンディの場合、こうした変動メカニズム自体の解明は学を中心対象とされていない。彼はあくまで、社会の所得がこうした配分をとることの最適条件（市民間の連帯と人間福祉）を第一義に定義し⁽¹⁾、逆にこれから自由放任な資本運動への規制と適正な生産規模を考えて、条例の撤廃と大農制の再検討を主張したのである。

穀物条例をめぐるシスモンディの見解は、以上のように要約できよう。その視角は、スミス→リカードウの系譜とは違った色あいをおびてきている。それは、「福祉原理に基づく勤労者の思想的立場」であり、これを彼は、規範的な政策提言を通して編み出したのである。それは、広く当時の初期社会主義や協同組合主義にも通じ、マルクスの経済思想にうけつがれるのである⁽²⁾。

〔 注 〕

- (1) J. C.-L. Simonde de Sismondi, Political economy and the philosophy of Government, Selections from the Writings of Simonde de Sismondi, 1947 (rep.) 1966, p. 159.
- (2) シスモンディは、スミスの言う普遍的富裕（資本制社会）における幸福概念・指標を、フランス＝ジュネーヴ的な含意のもとに、市民全体の効用（享楽と休息）の最大化のコンテキストにおいて再定義し

た。彼は、国家干渉の意義を重視し、勤労市民による享楽（jouissance）の享受という観点から、資本再生産の効率と公正にかんする問題性を全面的に再検討している。

富概念は、スミスにおけるより以上に明確に、「年所得」とりわけ「貧者の生命」（→賃金）として把握されている。つまり、彼は、富を「人間に対する利得」としての効率の面のみならず、「人間の熱情」に作用する効用としても規範的に分析している。換言すれば、シスモンディにおいて、分配の公正そのものを需要するものとして、勤労市民の所得が重視されているのである。

従って、シスモンディの福祉概念は、次の二つの原理から成立しているといえよう。その二つの原理とは、(i)所得→効用の最適性（この場合享楽と休息とが他の指標よりも先位であり、また労働活動自体もスミスにならって福祉指標での意義が大きい）。(ii)貧者の保護（まず賃金の保障、プラスシビルミニマムの移転分）による社会福祉最大化である。ここでは、最適生活を欲する勤労市民の見地から、再生産と富の増進が整序されるべく位置づけなおされている。国家干渉は、この国民的福祉達成のために所得再分配によって不平等の是正を行わんとする「資本への規制措置」である。シスモンディは、こうして、スミスおよび古典学派の功利主義（ベンサム原理）を超えて、社会公正原理を取り入れて、勤労市民の経済生活を問い、経済学が国家の経済政策の適正さについて示唆しうる公準の問題を端緒ながら提起している。シスモンディのいう国家干渉（経済政策）は、こうして、勤労者の原理（いいかえると連帯と参加の原理）から市場メカニズムに介入してその経済効率を全うさせ、かつ公正と福祉を実現するための一連の措置として編成されている。彼は、分配の公正および資本主義経済と代替的な社会経済ヴィジョンを提起しようとした。だが、時代的制約の下で、それを理論的に果しえなかった。

(1976. 10. 1 脱稿)

（付記）

この論文は大学院時代の主任教官高木暢哉先生の還暦記念論文として試みたものである。先生のいつもの御栄達をおいります。